「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に関する今後の対応について

1 国際戦略総合特区指定以降の取組経過

●平成 23 年 12 月 22 日 **国際戦略総合特区への指定**

●平成 23 年 12 月 27 日

第3回「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会」の開催(国際戦略総合特区の指定に関する報告、今後の予定に関する構成団体間の認識の共有)

●平成24年3月9日

国際戦略総合特区計画の認定(「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」の活用及び地域としての支援策を盛り込み)

○「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」の概要

総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる制度 ・特別償却の割合:取得価額の50%(建物等25%) ・税額控除の割合:取得価額の15%(建物等8%)

(関連措置) 認定地方公共団体が法人を指定することにより適用が可能となる。

○地域としての支援策の概要

①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

【地方税の減免】

- ・産業立地促進税制(愛知県):企業が事業の用に供するために、新たに取得等した土地・家屋に係る不動産取得税を軽減
- ・法人市民税の5%減税(名古屋市):平成24年4月1日以後に終了する事業年度分から適用

【補助金・助成措置】

- ・「産業空洞化対策減税基金」の創設(愛知県) 法人県民税10%相当額を基金に積み立て、企業立地(21世紀高度先端産業立地補助金・新あいち創造産業立地補助金)、研究開発・実証実験(新あい ち創造研究開発補助金)を支援する補助制度を創設(平成24年度~)
- ・国際戦略総合特区計画に位置づけられた事業やそれに関連する事業に対する財政的支援制度の検討・創設(名古屋市)
- 立地補助金

産業空洞化対策減税基金(再掲)(愛知県)、産業立地促進補助金(名古屋市)、半田市高度先端産業立地促進条例に基づく奨励措置(平成24年度~: 半田市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な工場等を新増設する場合に奨励金を交付)、春日井市高度先端産業立地促進事業助成金、春日井市企業立地奨励事業助成金、常滑市高度先端産業立地促進条例に基づく奨励措置、小牧市高度先端産業立地促進補助金、小牧市企業立地促進補助金(平成23年9月~:小牧市内に工場等を新増設した事業者または既存工場等に入居した場合に補助金を交付)、弥富市企業立地の促進に関する条例に基づく奨励措置、岐阜県企業立地促進事業補助金(平成23年12月に制度を拡充)、各務原市企業立地助成金

【融資制度】

・パワーアップ資金「企業立地」貸付制度(愛知県。平成24年4月に制度を拡充)、産業活性化資金貸付制度(岐阜県)

②地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・地域産業集積形成法に基づく条例による緑地面積率の緩和(20%→5%:豊山町、20%→10%:飛島村) ※平成24年度~弥富市も緩和(20%→5%)
- ・国際戦略総合特区緑地面積率等条例の検討・制定(名古屋市、半田市、常滑市、各務原市/いずれも平成24年度以降)
- ・中部国際空港島内での超大型貨物輸送に係る許可手続について、複数の許可権者が連携した手続の合理化・期間の短縮化等の検討(愛知県、愛知県企業 庁、常滑市、中部国際空港(株)等)

●平成 24 年 5 月 9 日 **愛知県が「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」を活用する「指定法人」を指定(富士重工業・川崎重工業)**

2 次期特区計画変更への対応

総合特区法に規定されている支援措置(レディメイド)を活用するために、総合特区計画に盛り込む。(今回の申請で、予定していたレディメイドの支援措置はすべて位置づけ)

(1) 金融上の支援措置「総合特区支援利子補給金制度」の活用

- ●「ボーイング787等量産事業(総合特区支援利子補給金)」を特区計画に盛り込むべく変更認定申請を行う。
 - ·「総合特区支援利子補給金制度」

総合特区計画に記載された事業を行う者が金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、国が金融機関に利子補給金(補給率0.7%以内。5年間)を支給することにより事業の円滑な実施を支援するもの

(関連措置)

- ・融資を行う金融機関の地域協議会への加入(今回、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、大垣共立銀行、十六銀行、商工組合中央金庫、日本政策投 資銀行の7金融機関が協議会に加入)
- ・内閣総理大臣による金融機関の指定(地域協議会の構成員であること、3年以内に貸付を行うことが見込まれることが要件)
- ・内閣総理大臣による事業実施者の推薦(総合特区計画に合致した事業であることの確認を事前に地方公共団体から受け、指定金融機関を経由して申請する必要)

(2) 規制の特例措置「工場等新増設促進事業」(工場立地の緑地規制の特例)の活用

- ●「ボーイング787等量産事業(規制の特例措置(工場等新増設促進事業))」を特区計画に盛り込むべく変更認定申請を行う。
- ・「工場等新増設促進事業」(工場立地の緑地規制の特例)の概要

工場立地の緑地規制に関し、工場立地法、地域産業集積形成法に基づいて規定されている緑地面積率等の準則(基準)に代えて、市町村条例で弾力的に規定することができるもの(関連措置)

・総合特区計画が国から認定された後、市町村が条例を制定する

(今回、特区計画に盛り込む各務原市における特例措置の概要)

緑地の面積の敷地面積に対する割合(20%以上→5%以上)、環境施設の面積の敷地面積に対する割合(25%以上→10%以上)、重複緑地の算入率(25%以下→50%以下) 対象地域:川崎重工業株式会社岐阜工場敷地区域

※名古屋市、半田市、常滑市においても活用を検討中であり、内容が固まり次第、順次計画変更申請を行う

※計画案については、後日、書面等により最終合意予定

3 主な規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置等の提案に関する進捗状況

【国際競争力強化関係】

航空機製造に係る輸入品の関税のフリー	企業の事務負担が大きく、コスト削減の支障となっている免税手	免税手続きの簡素化について、 国が見直しの可能性を検討中
ゾーン化	続きの簡素化(規制の特例措置)	
	対象となる免税範囲の拡大(税制上の支援措置)	免税の範囲・効果等について国と協議中
航空機関連中小企業が共同して行う部品の	航空機関連の中小企業が共同利用する部品の一貫受注システムの	中部航空宇宙部品生産協同組合・川崎岐阜協同組合が検討中であり、今後、検
一貫受注システム構築に対する支援	導入・開発費用への補助制度を創設	討の熟度を高めて、国に具体案を提案していく
		事業主体となる川崎岐阜協同組合が、今回、協議会に加入

【生産能力拡充関係】

工場立地法における重複緑地の算入率拡大	工場立地の際の重複緑地や壁面緑化の緑地面積算入率の特例措置	「工場立地に係る緑地規制の特例」の活用において、 重複緑地、壁面緑地の算
及び壁面緑化の面積の算定制限の撤廃	を条例等で制定可能にする。	入率拡大についても、関係市町村の条例等で規定できる ことを確認。各務原市
		の条例で活用予定
既存工場増築に関わる建築規制の緩和	現行の建築基準に適合しない既存工場について、全体を現行基準	24 年度中の政令改正(全国規制緩和)により措置する方向で国が検討中
	に適合させずに2分の1を超える面積の増築を可能に。	
航空機関連中小企業の投資促進税制の拡	中小企業の投資促進税制について、対象設備拡充(検査機器、測	24 年度税制改正で、2年間延長された中小企業の投資促進税制において、器具
充・恒久化	定機器等)等を図るとともに、恒久化する。	備品が拡充 され、 試験・測定機器等が対象 となった

【国産民間機開発関係】

飛行試験等における航空機燃料税の減免	航空機開発・製造に係る飛行試験等で使用する燃料については、	免税の効果等について国と協議中
	航空機燃料税を減免する。	

【人材・育成関係】

大学における航空機開発高度人材育成プロ	1 名古屋大学で行われる航空機の開発に関する高度人材を育成する	24 年度事業費が国の既存予算の中で措置(名古屋大学で事業実施(航空機開発
グラムへの継続的な支援	プログラムへの継続的な支援	DBT(Design Buildup Team) リーダーシップ養成講座))

【研究開発及びクラスター形成関係】

次世代航空機の開発に必要な研究開発施設	次世代航空機の開発に必要な研究開発施設の整備を図るため、国	地域において具体案を詰め、国の支援を引き出すよう取り組んでいく
整備への支援	による重点的投資を講じる。	
国による航空政策に関する総合的な国家戦	国としての航空政策を統合して立案し、当地域の将来像を含む総	国が「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区国際競争力強化方針」を策
略(当地域の将来ビジョン含む)の策定	合的な国家ビジョンを策定する。	定 。特区指定により、国が航空機産業の国際競争力の強化に関する規制の特例
		措置等の施策を集中的に推進し、支援を行うことを明確化